

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「経営の革新と新技術の開発に努め、優れた安全な品質の製品を廉価でかつ迅速に社会に提供し、良好なインフラストラクチャーを構築して、多くの人々が幸福感に浸れるようなハッピー・チェーンをつくる」ことを経営理念として掲げており、社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、生活者、社員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、企業価値の向上に不可欠であると考えています。そのためには、内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの充実、経営上の重要課題であり、すべてのステークホルダーに対して透明性の高い公正で効率的な経営を実現することが、コーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識しています。

的確な経営の意思決定、それに基づく適正且つ迅速な業務執行、並びにそれらの監督、監査を可能とする体制を構築、運用するとともに、社員一人ひとりのコンプライアンス意思を高めるために研修、教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスの充実が図れるように努めています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しています。事業の拡大と取引先との関係強化を目的として、保有する上場株式については、四半期ごとに事業及び業績等の経営状況を把握し、リターンとリスクや中長期的な経済合理性及び将来の見通しを踏まえ、保有の継続を判断しています。

政策保有株式に係る議決権の行使については、営業政策上、また政策保有によるリターン等を勘案し、当該保有株式の発行会社並びに当社の企業価値向上に資するか否かを判断基準としています。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間取引については、毎年、社内規程、会社法等に則り、また関連当事者の開示に関する会計基準を参考に、当社役員については、関連当事者間の取引が発生する場合には、取締役会規程に従い、取締役会の決議事項としています。また、「関連当事者との取引調査書」により取引の状況を提出させ、会計監査人の監査を受けています。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「企業の存在意義は、社会にどれだけ役に立っているか、どれだけ価値を提供できているかで決まる。」という理念のもとで、当社に関わるすべての人の幸せを同時に実現する、ハッピーチェーン(Happy Chain)の好循環を作ることが、当社の企業活動の原点であり、この実現こそが本質的に会社の存在意義を高めるものであると考えています。

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針

本報告書の「1.基本的な考え方」をご参照ください。

##### (3) 取締役会が経営陣幹部、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定し、取締役会において協議、決定しております。各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案して決定しております。賞与については、各期毎の会社業績等に連動し、支給の是非、また支給する場合の各取締役への配分は、それぞれの会社業績に対する貢献度等を勘案し決定しています。

##### (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部、また取締役、監査役候補者の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選任し、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正に判断する能力、豊富な経験、見識や、当社の事業及び業界に精通した専門的な知識、また学術的な知見を持った者を指名し、その候補者を取締役会で決定しています。

##### (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行う際の、個々の選任、指名についての説明

取締役、監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載します。

#### 【補充原則4-1-1 取締役会の役割、責任】

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保しています。

また、取締役会には、取締役会で執行を委任された業務部門責任者を適宜出席させ、担当業務の執行状況の報告を受けています。

#### 【4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役10名の内、独立社外取締役を2名選任しています。現任の社外取締役は、弁護士として法律専門知識を有し、また学識もあることから、客観的な立場で経営に参画し、取締役会が意思決定を行ううえで、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、適切な助言と提言を行っており、経営の透明性と公正性は確保されています。

新たに選任された社外取締役は、経営者の経験と業界に精通した豊富な知識を有し、また客観的な立場で経営に参画し、取締役会が意思決定を行ううえで、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、適切な助言と提言を行っており、経営の透明性と公正性は確保されています。

#### 【4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書の〔独立役員関係〕をご参照ください。

〔補充原則4-11-1 取締役会、監査役会の実効性確保のための前提条件〕

当社は、取締役の選任については、取締役会において的確かつ迅速な意思決定を果たすために、各事業分野においてそれぞれの豊富な専門的知識や経験と、高度な能力を備えた人材でバランスよく構成しています。

〔補充原則4-14-2 取締役会、監査役会のトレーニング〕

当社は、取締役、監査役について、期待される役割、責務を適切に果たすため、内部統制、コンプライアンス及び個人情報保護等をテーマとした研修会を実施し、また、取締役、監査役を対象として、必要に応じた研修、社外セミナー等への参加、その案内及び機会等を設けるよう努めております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

(方針)

当社は、株主、投資家のみならず、すべてのステークホルダーに対して、当社の経営方針、事業戦略や財務情報に関する情報を、(1)正確であること(2)公平であること(3)タイムリーであること(4)わかり易いことを原則として、情報発信に努めています。

(体制)

(1)当社は、IR業務を兼務する担当者を設置しています。IR活動を行うに当たっては、代表取締役社長も積極的に対話に臨み、建設的な対話を促進しています。

(具体例)

・個人投資家向けの定期的に説明会を開催  
東京、大阪ほか地方都市で開催される個人投資家向け会社説明会への参加

・機関投資家向けの定期的な説明会を開催  
四半期決算及び期末決算発表後の説明会開催

・機関投資家との個別面談を随時実施

・情報開示の充実

事業報告書の発行、コーポレートサイトを通じた情報開示

(2)株主等との対話の内容については、必要に応じ、IR担当者から代表取締役社長に報告することとしています。

(3)当社は、IRポリシーのもとで適切な情報開示に努めるとともに、インサイダー取引防止規程に従い、インサイダー情報の管理、徹底を図り、漏洩防止に努めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本印刷株式会社	13,330,700	50.61
安達 一彦	2,731,900	10.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,108,000	4.21
インテリジェントウェイブ従業員持株会	383,200	1.45
溝田 元一	301,000	1.14
西野 秀樹	208,100	0.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000	0.76
小林 弘二	191,600	0.73
株式会社新生銀行	155,000	0.59
中西 豊	135,000	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

大日本印刷株式会社 (上場:東京) (コード) 7912

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

6月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本として、少数株主の利益を損ねることのないよう努めています。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡部 晃	弁護士											
三木 健一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 晃		渡部晃法律事務所弁護士 東京大学先端科学技術者研究センター特任教授	同氏は、弁護士としての法律専門知識を有しており、また東京大学先端科学技術研究センターの特任教授として学識もあることから、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であり、選任しております。また一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しております。

三木 健一	当社との特別な利害関係はありません。	経営者の経験と業界に精通した豊富な知識を有しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であり、選任しております。また一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しております。
-------	--------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

会計監査人とは必要に応じて意見の交換、情報の聴取等を行い、場合によっては監査に立ち会うなど連携を保っており、問題点等発生した場合には、その都度討議を行い解決しております。  
 監査役は、年間監査計画を策定し、必要事項については、内部監査部門である監査部と協力して監査を実施いたしております。また、監査部とは、内部統制に係る情報及び意見等の交換会を隔月に開催し、内部統制の有効性評価の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 恭二	他の会社の出身者													
櫻井 通晴	他の会社の出身者													
佐藤 宏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2) 更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大西 恭二	当社との特別な利害関係はありません。	経験及び資質また当社業界知識に長けており、監査機能を強化できると考えます。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しております。
櫻井 通晴	当社との特別な利害関係はありません。	大学教授として学術的な知識と公認会計士試験委員(第2次、第3次)を経験し、専門的な知識・経験をもち、また、他社での社外監査役としての経験から、社外監査役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言が可能であり、選任しております。また一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しております。
佐藤 宏	当社との特別な利害関係はありません。	経営者としての経歴を持ち、当社業界に精通した豊富な知識と経験、また幅広い見識を有しており監査機能を強化できると考えます。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <span style="background-color: orange;">更新</span>	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

譲渡制限付株式報酬制度の導入  
平成29年9月27日開催の第34期定時株主総会の時をもって、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役を対象に、当社株式の保有を促進させることにより、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額10百万円以内、年20,000株以内、譲渡制限期間3年間の譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書(2017年6月期)の「コーポレート・ガバナンスの状況等」において、以下の要領にて役員報酬の総額を開示しています。(役員報酬の内容)

- 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
  - 取締役(社外取締役を除く。)報酬等の総額 9名 41,278千円
  - 監査役(社外監査役を除く。)報酬等の総額 1名 11,305千円
  - 社外役員 報酬等の総額 4名 13,584千円
- 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等  
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額 77,270千円  
対象となる役員 8名  
内容 事業部長・本部長としての職務に対する報酬

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役会において協議、決定しております。各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。監査役の報酬等については、監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1.当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保しています。  
また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受けています。  
取締役会の他では、毎月取締役、監査役、各取締役に指名された幹部社員が出席する、経営上重要な会議と位置付けた経営戦略会議を開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行っています。
- 2.会計監査人は、三優監査法人を選任し、監査契約に基づく公正不偏な立場から監督業務が実施される環境を整備しております。
- 3.顧問弁護士及び担当税理士には、法律上の判断を必要とする場合には、適宜助言及び指導を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度採用会社であり、現在監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成し、取締役会等に出席し業務執行の監査を行っています。客観的、中立的な監視のもとガバナンスの確保を図り、また、社外取締役を選任しており、外部的視点から経営の監視機能は十分に果たしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営する「議決権電子行使」を利用しております。このサービスの利用により、従来の書面による議決権行使では、議決権使用紙をポストへ投函する手間がかかること、議決権を行使したいが郵便では間に合わない等、株主総会に出席できない投資者には不便をかけていたことが解消され、また、当社においては、集計作業も従来にも増して、迅速かつ公平に対応することが可能となりました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京、大阪等で開催される個人投資家向け会社説明会に参加している。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び期末決算発表後、決算説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報： <a href="http://www.iwi.co.jp/ir/index.htm">http://www.iwi.co.jp/ir/index.htm</a> (決算情報、有価証券報告書、会社説明会資料等掲載)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 経営企画部で担当している。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	IRポリシー：当社は、株主・投資家のみなさまをはじめすべてのステークホルダーに対して、当社の経営方針、事業戦略や財務情報に関する情報を、(1)正確であること(2)公平であること(3)タイムリーであること(4)わかり易いことを原則として情報発信に努めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の実施状況：当社は、「企業行動憲章」を定め、社内メール及び社内掲示板の掲載等で社内周知を図り、更に、全社員向けの社内研修等でCSRの重要性を啓蒙し、社会貢献活動の一環として「エコキャップ運動」を展開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示について：情報の開示については、会社法、金融商品取引法等関係法令、証券取引所の定める適時開示規則等に従って適正かつ迅速に公開するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、すべての市場参加者が公平に入手できるよう努めます。 情報開示の方法：適時開示規則等に定められた情報開示は、TDnet (Timely Disclosure network) を通じて公開するとともに、マスコミ各社へのプレスリリースの発表等によって実施いたします。また、TDnetに公開した情報は、迅速に当社ホームページ等での発信を行うとともに、株主のみなさまには「株主通信」を送付し、事業の進捗状況をお知らせしています。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月18日の取締役会で、会社法(第362条第4項第6号)及び会社法施行規則(第100条)に基づき、当社及び当社の子会社を含むグループの業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、適切に運用することを当社の基本方針として決議し、平成19年9月27日開催の株主総会にご報告いたしました。

平成20年6月25日の取締役会におきまして、基本方針の社内周知を徹底する目的で、下記の通り「内部統制システム整備基本方針」として取り纏め、ホームページ及び社内掲示板に掲載し、全社員向けに社内メールで発信して、周知を図ってまいりました。

その後、大日本印刷株式会社(以下、DNPとします。)の連結子会社になったことに伴う改訂や、反社会的勢力排除のための基本方針の追加等に関する改訂を重ねた結果、当社の「内部統制システム整備基本方針」を次のとおり定めております。また、「内部統制システム整備基本方針」について平成27年5月1日の改正会社法(第100条)施行に伴い、グループ内部統制に関する記述、監査役職務執行に関する記述を見直し、平成27年6月24日の取締役会で承認された後に、ホームページ及び社内掲示板に掲載致しました。

#### 内部統制システム整備基本方針

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

また、コンプライアンス体制の維持、向上のために、「コンプライアンス・マニュアル」を整備して、社内研修等の教材に活用し、周知徹底を図る。更に、事業年度初めには、全役員及び社員から「事業年度誓約書」の提出を求め、コンプライアンス意識の向上に努める。

反社会的勢力対応の基本姿勢として「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を社内外に明確に宣言し、毅然とした態度で臨み、必要に応じて警察及び顧問弁護士、また外部専門機関(暴力追放運動推進センター)等に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断する。

監査部は「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内諸規程を遵守して、社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要な情報については、法令に準拠した「文書管理規程」を始めとする社内諸規程に基づき、電磁的記録を含む文書の作成、保存、管理及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社の事業活動の全般に係わる様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、リスク管理の基本方針、リスク管理に係る組織・体制の構築及び規程、ガイドライン等の制定を行い、それに基づく体制を整える。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。

また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受ける。

取締役会の他では、毎月取締役、監査役、各取締役に指名された幹部社員が出席する、経営上重要な会議と位置付けた経営戦略会議を開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるDNPが定める「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に準拠し、DNPグループにおける一員としての業務の適正を確保する。

また、当社の関連会社に対しては、当社にて「関係会社管理規程」をはじめ諸規程を整備し、その方針・規程に従い、関連会社各社の自主性を尊重しつつ、当社、関連会社として透明性のある適切な経営管理を行う。

なお、子会社に対しては、当社に現在存在しないため定めていない。

#### 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。

監査役より必要な命令を受けて業務を行う使用人は、当該業務に関しては、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、事前に監査役会の同意を得る。

また、監査役の指示の実効性を確保するために、監査役から指示命令があった場合にはこれを再優先に取り扱い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。

#### 7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人の当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時、または、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項について速やかに当社監査役に報告する。

また、報告した者に対しては、内部通報者の保護に関する規程に準じた保護と秘密保持に最大限の配慮をする。

なお、子会社に対しては、当社に現在存在しないため定めていない。

#### 8. 当社の監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務を執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。

#### 9. その他当社の監査役職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会、経営戦略会議、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。

また、稟議書、報告書等を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて、代表取締役社長、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、監査部とも連携し、監査の実効性を高める。

(内部統制システムの整備状況)

#### 1.コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス体制を整備するために、「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、社外への公開及び社内周知のために、ホームページ、社内掲示板に掲載し、全社員に社内メールで周知しました。更に、コンプライアンス体制として、「内部通報者の保護に関する規程」を制定し、外部機関を活用した実効性の高い内部通報制度を導入し、運用しています。適時開示体制の重要性は、「インサイダー取引防止規程」の制定と社内研修実施により社内周知しました。コンプライアンス意識の維持、向上を図るための指導教育の実施は、全社の社内研修計画書(年間予定表)に織り込んで策定しており、計画に従って実施しています。

#### 2.リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」、「リスク管理細則」、「リスク管理委員会規程」を制定し、社内掲示板へ掲載し、社内メールで社内周知しました。リスク管理規程体系では、事業活動全般に係わる様々なリスクを想定して、不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるための体制として、「取締役会」-「リスク管理委員会」-「ビジネスリスク部会」・「決算財務報告部会」の設置による定期的社内チェック体制を整備し、運用しています。

#### 3.情報セキュリティ管理体制の整備状況

情報セキュリティ管理体制に関しては、「情報管理規程」、「情報管理細則」、「セキュリティ対応細則」及び「セキュリティ管理手順書」を制定し、情報セキュリティの遵守に万全を期しています。更に「個人情報保護に関する規程体系」、「インサイダー取引防止規程」及び「文書管理規程」と併せて、情報が記載されている媒体の別に拘らず、全ての情報を把握し、管理できる体制を整備し、運用しています。

#### 4.会計監査人の内部統制に関する事項

財務報告に係る内部統制に関する事項としては、全社的な内部統制、決算・財務プロセス内部統制、業務プロセス内部統制及びIT全般統制に関して、整備状況及び運用状況の有効性を保持しています。

#### 5.当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、DNPグループ企業としての業務の適正を確保するため、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」を基礎として、「関係会社管理規程」をはじめ諸規程を整備し、その方針・規程に従い、事業内容・規模等に照らして当社に必要な体制・手続を自立的に決定し、海外現地法人を含む子会社及び関連会社に対して、自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行っています。

また、当社の監査部は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備し、実施・点検・評価・改善を行っています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としています。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

#### 1.整備状況

(1)「コンプライアンス基本方針」の制定とホームページへの公表並びに社内掲示板への掲載及び社内メールによる周知

その中で、「私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨みます。」と宣言しています。

(2)「コンプライアンス・マニュアル」の制定と社内掲示板への掲載及び社内メールによる周知

a「基本姿勢」の中に、遵守しなければならない法令の一つに暴力団対策法を掲げ、法令遵守違反した社員に対する厳正な措置の実施を明記しています。

b「社会に対する行動規範」の中に、「反社会的勢力との対決」を設けて、「全役員と全社員は、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応しなければなりません。特に総会屋等からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、株主権の行使に関し財産上の利益を供与するようなこと等があってはなりません。さらに、不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する必要があります。万一、意図せずしてそうした団体や個人と何らかの関係が生じた場合には、その事実を迅速に経営管理本部 総務部に報告し、事後の行動に関して適切な指示を受けて下さい。」と全役員及び全社員に具体的に指示しています。

(3)「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応細則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の制定と社内周知

当社の全役員及び全社員が反社会的勢力に関与したり、利益を供与したりすることを防止するために規程を整備し、社内掲示板に掲載しております。更に「反社会的勢力対応マニュアル」を社内研修時の教材に使用して、全役員及び全社員に具体的な対応方法を周知していきます。また、すべてのお取引先と「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を逐次進めています。

#### 2.社内体制及び対応状況

(1)経営管理本部長を、対応統括責任者に任命しました。

(2)経営管理本部 総務部長を、不当要求防止責任者及び警察その他の外部専門機関(暴力追放運動推進センター)との連携担当責任者に任命しました。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理は、「反社会的勢力対応細則」で、経営管理本部 総務部に指示しています。また、反社会的勢力排除に関する外部セミナーには、経営管理本部 総務部の社員を参加させて、情報収集に努め、社内研修の教材等に活用しています。

(4)「反社会的勢力対応マニュアル」には、具体的な事例ごとに、対応の仕方を明示し、社内研修の教材に使用しています。

(5)社内研修の実施は、コンプライアンス研修を全社の社内研修計画書(年間予定表)に織り込んで策定して、実施しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

#### 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主、投資家を始めとするステークホルダーに対して、投資判断の基礎となる重要な会社情報を公平、均等、正確かつ迅速に開示することが、重要な責務であると認識しております。今後とも、上場会社としての社会的責任を果たすために、金融商品取引法における「企業内容等の開示制度」及び株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、適時開示に努めてまいります。

#### 2. 適時開示に係る社内体制

##### (1) 決定事実に関する情報

決定事実に関しては、取締役会で審議を行い、その決議を経て、情報開示担当役員により開示手続きを実施いたします。

##### (2) 発生事実に関する情報

発生事実に関しては、各部門からの報告を経営管理本部にて確認のうえ、速やかに情報開示担当役員に報告し、開示基準により開示の必要性の検討を行います。開示が必要と判断された場合は、速やかに情報開示担当役員により代表取締役社長及び取締役会に報告のうえ、開示手続きを実施いたします。

##### (3) 決算に関する情報

四半期決算短信、決算短信及び四半期報告書、有価証券報告書等に関する事項及び業績予想、資本政策に関する事項については、取締役会で審議を行い、その決定・承認を経て、情報開示担当役員により開示手続きを実施いたします。

##### (4) その他経営・業務に関して重要な影響を及ぼす事実

情報開示担当役員、経営管理本部が社内の情報を把握し、各部門から報告される事項が開示を必要とする事項に該当するかを検討し、開示が必要と判断された場合は、速やかに情報開示担当役員により代表取締役社長及び取締役会に報告のうえ、開示手続きを実施いたします。

